

建設工事に係る予定価格の事前公表の試行について

(平成12年5月31日)

[沿革] 平成13年11月 1日 改正
平成15年 4月 1日 改正
平成16年11月22日 改正
平成20年 2月12日 改正
平成27年 1月16日 改正
平成28年 2月18日 改正

1 目的

入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を確保する観点から、建設工事に係る予定価格の事前公表を試行する。

2 対象工事

一般競争入札（設計金額1億円未満の工事に限る。）に付する工事

3 適用時期

平成15年4月1日以降に入札を実施するもの。

4 公表内容

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

5 方法

一般競争入札の公告に予定価格を記載する。

附 則

この取扱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成16年11月22日から施行する。

附 則

この取扱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成27年2月1日以降公告の工事から適用する。

附 則

この取扱は、平成28年4月1日以降公告の工事から適用する。